

す。

そこで、地方交付税制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することにあります。地方交付税はその総額を国税にリンクされていますが、これは国が便宜的に一括徴収する、間接徴収する地方税ともいふべきものであって、性格的には地方公共団体共有の独立財源です。また、その用途について何らの制限も受けないいわゆる一般財源であって、国庫支出金とは全く異なつた特性を有するものです。このような性格を持つ地方交付税交付金については、平成二十二年度予算までは国債の元利償還費である国債費と同様に義務的経費として扱われ、予算編成上、シーリングによる削減対象となる一般歳出から除外され、必要な経費はしっかりと確保されてきました。

このような地方交付税の存在意義、予算編成上での取扱いについて総務省の見解を伺います。

政府参考人（佐藤文俊君） 地方交付税の目的性格に関しましては、今委員がおっしゃつたのと全く我々の認識は同一でございます。

それから、シーリングの関係ですけれども、二十二年度以前の概算要求基準におきましては、この対象は国の一般歳出だけでありました。そついで

吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、予算編成関連から伺いたいと思います。

そもそも、各地方公共団体は、国の一員として一定範囲の事務処理の責を負い、国の理念に基づく行政水準の均質化の要請に応えなければならぬもの、これらの行政需要を賄うには地方公共団体の税収入は経済発展の地域的不均衡により著しい偏在を生じています。したがって、このような財源の不均衡を是正し、全ての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財源が確保される制度を設けることが必要で

う意味で、地方交付税は対象外とされておりまして。二十三年度以降ですが、平成二十二年六月に財政運営戦略が閣議決定されておりまして、新しい健全化目標が設定されました。その場合に、この目標はプライマリーバランスをその指標として用いるということになったということと踏まえて、各省庁の要求の基準の対象もこの基礎的財政収支対象経費をベースとするということになりまして、この枠組みが現在まで続いているということとです。この中には交付税も入っているんです。これに關しましては、この枠組みというのは国の中期的な財政健全化の目標を設定するのに必要だったということと、このプライマリーバランス、基礎的財政収支の概念が採用されたということとを反映しているものというふうに思っております。

それから、具体の概算要求基準においては、地方交付税に関しては何らかの枠を設定されるということとはしておりません。それから、この中期財政計画の中でも、地方交付税につきましては、この二十三年度から二十五年年度までの期間中は二十二年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するということも明確に書いてございます。

そうしたことから、この地方交付税が基礎的財政収支対象経費のベースに含まれて概算要求の枠組みが設定されるということともやむを得ないと当時は判断したということとでございます。

吉川沙織君 多分、今、次の問いまでまとめてお答えになられてしまったかと思うんですが、平成二十二年年度予算フレームまでと平成二十三年年度予算フレーム、そして平成二十六年年度予算フレーム、二十三年度からは基礎的財政収支対象経費の中に含まれています。このプライマリーバランスについては、今も御答弁ございましたけれども、小泉政権時代の平成十四年の構造改革と経済財政の中期展望において、二〇一〇年代初頭には黒字化することが望ましいとされ、これが財政健全化の目標にもなっていきました。地方交付税交付金は、義務的経費として国の一般会計の予算編成においてマイナスシーリングなどの歳出削減の対象から外れていたものが、これを見ますと、社会保障費などの主要経費と同じように、同じ国の予算編成方針に従うことになったという観点ではそういう言えると思います。

ですので、改めて伺います。この地方公共団体の共有の独立財源としての性格を持つ地方交付税についても、国の予算編成上においてはシーリングの対象に入ったのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

政府参考人（佐藤文俊君） シーリングということが何を、どのところを意味するかということにもよるかもしれませんが、確かにおっしゃるように、財政運営戦略における中期の財政フレームの中

では、この基礎的財政収支対象経費の中に地方交付税も含まれております。

このことは、先ほどもちょっと申し上げてしまいましたが、例えばほかの経費と同じように、地方交付税の総額が何かこう、マイナス何%とか、そういう枠をはめられるということはこれはしてないということと、他の経費とは明らかにその取扱いを異にしております。

さらに、この期間中でも二十二年度の水準を實質的に下回らないようにすることも明確に書かれておりますので、これは他の一般的な経費とは明らかに取扱いを異にしていると、それは地方交付税の性格というものを考えた上でのことということだろうと思います。

吉川沙織君 今局長から二十二年度を下回らないということ、ちゃんと確保されるということをお答えいただきました。

ただ、実際、平成二十六年年度の予算編成からはこの編成体制についても変化が見られると私は捉えています。平成二十五年年度まで総務省予算と財務省予算は別々の主計官が担当されていましたが、平成二十六年度は総務・地方財政、財務係関係予算として同じ主計官が担当されています。

そこで、財務省に伺います。平成二十六年年度予算編成から、なぜ同じ主計官が国債費と地方交付

税交付金を担当されるようになったんでしょか。

政府参考人(太田充君) 今御指摘いただきました

主計局主計官の担当でございませぬけれども、

これは予算編成におきまして各主計官の事務負担

を平準化する等々の観点を踏まえて決定をしてい

るところでございまして、御指摘いただきました

ように、平成二十五年六月から財務省予算と総務

省予算の担当主計官は同一にいたしました。今ほ

ど申し上げたような考え方に従って、そういうふ

うな格好にしたものでございます。

ただ、委員御指摘をいただきました国債費とい

うことにつきましては、国債費は確かに財務省に

計上しておりますけれども、国債

の元本償還、利払い費という機械的に、あるいは

経済の状況によって機械的に決まるという予算が

大宗でございます。そういう意味で、要求をい

ただいて、それを査定あるいは調整をするとい

った予算とは極めて性格が異なるものでございま

すので、各府省の予算を担当する、九人ほどいま

すが、そういう主計官とは別に、予算全体のフレー

ムを担当する総務課の担当の主計官が国債費は所

掌するということにございませぬ。

そういう意味で、地方交付税交付金の担当の主

計官とは違う主計官が担当するようになっており

ます。これは、平成二十五年の財務省を担当を替

が持つておりまして、交付税を担当する主計官が

財務省を持つときも国債費だけは別にしておりま

すので、そういう意味で国債費と交付税は別の主

計官が担当しているという格好に現在もなってい

ございます。

吉川沙織君 今、数字では主計官九人とおつし

やいました。この九人というのは従前から変わら

ないんでしょか。

政府参考人(太田充君) ちょっと手元にござ

いませぬが、私の記憶ですと、各府省の予算を担

当する主計官は、たしか昭和三十五年からだった

と思いますが、九人になっております。それ以外

に総務課の担当主計官というのがおりますが、各

府省の予算を担当する九人は、たしか昭和三十五

年だったと思えますが、相当昔から九人という格

好でございます。

吉川沙織君 今、昭和三十五年から主計官の人

数は変わらないというお答えをいただきました。

私も、財務省が予算と同時に公表される各予算

のポイントというのをずっと追っていました。平

成二十五年までは司法・警察、財務、経済産業

環境予算と総務省予算に分かれていました。ただ、

来年度予算から、司法・警察、経済産業、環境予

算と、総務・地方財政、財務係予算というふうに分

かれましたので、私、うがった見方をしてしま

も削減すべきものと考えて、同じ主計官が担当し

た方がよいと考えられた、こういう側面もあるの

ではないかと考えておりますが、いかがでしょ

うか。

政府参考人(太田充君) 今ほど委員から御指

摘ありましたその担当替えは、今先生がある意味

での推測をされたような、そういう思いがあつて

担当を替えたものではございませぬ。

先ほどお話ありましたように、経産省を担当す

る、あるいは環境省を担当する主計官が持つてお

りましたけれども、東日本大震災、原発事故を踏

まえて、そのところの業務が大変多忙を極める

状況になってきましたので、それと、かつて旧自

治省と言っていた時代に、自治省を担当する主計

官が旧大蔵省も担当しておりました。そういう経

緯も踏まえて、今回そういう担当替えをさせてい

ただいたということにございませぬ。

吉川沙織君 担当替えをされたという、こうい

う御答弁いただきましたけれども、私がこのよう

な見方をしてしまった理由が一つございませぬ。そ

れは何かといいますと、この担当されている主計

官は、平成二十五年十月二十八日開催の財政制度

等審議会の財政制度分科会でこんな説明をなさつ

ています。

「八ページをらんくください。そういう地方

交付税を増やし、地方の一般財源総額を増やす中

で、地方団体においてどういふことが起きているのかというのが八ページの図でございまして。上のグラフはさつきと同じです。下のほうを御覧いただきますと、地方の積立金の残高、これには財政調整基金とか減債基金、そういったもののほかに、各種の政策、特定の政策に充てるための基金いろいろございましてけれども、その総額は、この五年間ぐらい着実に伸びている。特に見ていただきたいのは、緑色のところの財政調整基金ですが、これは、景気後退で税収が減って、歳入が足りないとき、取り崩して充てるというのが普通考えられることだと思っておりますが、この数年間、危機的な財政状況の中で、むしろ積み上げてきているということでございます。これは、交付税が必要以上に多かつたのではないかとというようなことの証左ではないかと考えております。、こう発言されていきます。

これは、つまり、地方分権改革の推進と言いながら、仕事量は地方に移す一方、地方税財源の地方への移譲は進捗していません。そうした中で、後ほど取り上げますけれども、平成十六年度の地財シヨックのように、地方の意思とは無関係に突如として地方交付税、臨時財政対策債が大幅に削減をされる、そのようなことがトラウマとなって、地方団体とすれば、国からの歳出削減要求に、国以上に大胆な行革を行いつつ、できるだけ無駄を

削減し、全国的に頻発する各種災害への対応もあって、年度間調整のために財政調整基金をある程度維持していることとされているのではないかと思っています。

このような状況の中で、先ほどの発言から分かることは、地方は余裕があつて、それも国が借金で調達した地方交付税をもらい過ぎていると、この財務省は主張しています。そうなると、総務省の地方交付税の算定、あるいは地方財政計画の制度上などにおいて問題があるということではないんでしょうか。地方と国の歳出削減、行革の努力度合いとは関係なく、黒字がある地方は赤字の国に協力しろと言っているようにも思えます。

平成二十七年予算編成に向けて、地方財政計画、地方交付税、財政調整基金などの在り方について今後抜本的な議論が行われるということなんでしょうか、財務省の見解を伺います。

政府参考人（太田充君） 先ほど、昨年秋の財政制度審議会の際の当時の担当主計官のお話、御説明を申し上げたところをお話をいただいたということだろうと思っております。

財政制度審議会と申しますのは、我が国の財政全般について、それは地方交付税だけではなくて社会保障も公共事業も、あるいはODAも防衛も、あらゆる予算について更にその歳出を節減合理化することはないのかと、そういう余地はないのか

ということを議論していただくと、そういう審議会でございますので、私どもとしても様々な論点を御提示申し上げて御議論いただいているということでございます。

来年度以降の地方交付税あるいは地財計画といったことにつきましては、当然のことながら、これからの経済の状況あるいはそれを踏まえた国及び地方それぞれの財政状況を踏まえて総務省ときちんと議論していくことでありまして、財務省なり財政制度審議会が一方的に物を決められるわけでは当然ございませんので、重々議論をして年末に向け、また来年の年末に向けて次の議論をさせていただくということだと思っております。

吉川沙織君 そこだけで物事を決めるといふことではないということ、それから、財務省と総務省でしっかり議論をして決められるということでございますが、この議事録、公開されているものを拝見する限り、国の赤字に地方の黒字、黒字は地方でありますけれども、それに付き合えと言っているにも等しいので、そこはしっかり見えてきたいと思っております。

先週、三月十四日、政府は行政改革推進会議を開き、予算の使い道を各府省が点検する行政事業レビューの実施方法を平成二十六年から見直すこととし、これまで点検の対象外であった自治体への補助金で創設された基金も点検の対象にする

こととされています。

地方公共団体の平成二十四年度決算を拝見いたしますと、積立金現在高は二十一兆四百六十二億円、そのうち財政調整基金が六兆一千四百一億円、減債基金が二兆三千三百六十億円、その他の目的基金十二兆五千七百億円となっています。このうち、その他の目的基金の十二兆五千七百億円について点検の対象となつていと聞いておりますが、総務省の受け止めを伺います。

政府参考人（佐藤文俊君） 行政事業レビューは、各府省が予算の支出先ですとか使途などの実態を国民に明らかにした上で事業の内容や効果の点検を行つて、その結果をまた予算に反映させる取組ということだろうと思います。

昨年十一月に行われました秋のレビューにおいては、今おっしゃつたような趣旨で、国からの補助金等によって自治体に造成された基金の情報公開や点検の在り方を検討するようという有識者から指摘がなされまして、これを受けて行革推進会議で決めたということでございます。

国からの交付金によって地方団体に造成された基金につきましては、これは補助金適化法の対象になります。したがって、地方団体から所管省庁に対しては実績報告などが随時行われておりまして、こつこつという報告を活用して、今言つたような行政事業レビューの趣旨を実現するということと聞

いております。

ただし、国の交付金で地方団体に基金を造成するというやり方は、単年度単年度国庫補助金を出すということに比べますと、複数年度にわたる事業を効率的にできるというよつなことや、それから柔軟に執行できるというメリットがありますから、この行政事業レビューがそつした基金事業のメリットを減殺するよつなことになるてはいけな

いだろうというふうに思います。それから、これをやらんがための事務が膨大なものになつて地方団体の過重な負担が生ずるといふこともあつてはならないと思つています。

こつした点に気を付けてやる分には行政レビュー自体は有効なもの和我々は受け止めております。

吉川沙織君 今後しっかりと見ていきたいと思つてますが、この件も大きく報道されています。地方からは大きな受け止めを持って見ていると思つたので、これは今後も注視していきたいと思つて

ます。

財務省に話を戻します。

財務省は、常に先を見通して、国の財政面を始め万般について研究をされているように思つて、役所の中の役所と言われるだけあつて、準備怠りなく種々の調査研究を行つておられます。

機関委任事務の廃止などを内容とする地方分権一括法が成立したのが平成十一年、そして同法が

施行されましたのは平成十二年四月一日からです。

この時期、財務省の財務総合政策研究所においては、主要諸国の地方財政制度に関する大部の報告書を三種類もまとめられ、公表されています。平成十三年から平成十八年にかけてのことでございます。

これだけ大部のものになれば、二、三年前から準備が必要ではないかと思つてます。地方分権一括法の前めどが立つた辺りからこの調査の準備を始められた、若しくは調査を始められたのではないかと思つてますが、御見解を伺います。

政府参考人（田中修君） お答え申し上げます。

財務省の財務総合政策研究所では、中長期的な視点を踏まえまして、財務省の企画立案に資するため、基礎的、総合的な調査研究活動を行つていくところでございます。

こつした研究活動の一環といたしまして、先ほど委員御指摘のとおり、平成十二年から十八年にかけて、当時、中長期的に重要な政策課題と考えられた地方財政制度改革の検討に資するといふ観点から、米欧の主要国の地方財政制度について調査し、比較検討を行ったところでございます。こつした研究によりまして、我が国の地方財政制度に関する重要な検討材料を提供することになつたといふふうに私も考えております。

吉川沙織君 三部と申し上げましたが、平成十

三年六月に主要国の地方税財政制度調査報告書、これ、総ページ数約五百ページです。平成十四年六月、地方財政システムの国際比較報告書、総ページ数約二百ページ。平成十八年十二月には主要諸外国における国と地方の財政役割の状況報告書これ、三分冊で総ページ数は計八百六十ページになっています。

これらの報告書以外でも、拝見いたしますと、平成二十一年には財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較という七十ページほどのディスカッションペーパーもまとめられ、財務省は諸外国の地方財政制度について大変関心が高く、その調査研究も多岐にわたっております。

これを見てみますと、今ほど御紹介さしあげましたとおり、平成十三年以降に特に多く見られますが、なぜこの時期に集中しているのでしょうか。また、その意図について、あれば伺いたいと思います。

政府参考人（田中修君） この時期におきまして、これは中長期的課題と先ほど申し上げましたけれども、地方財政の制度の問題につきましているいろいろな議論もございました。そこで、私もその議論に資するために、平成十三年、平成十四年、平成十八年に諸外国の様々な制度の調査を行い、報告書をまとめたところでございます。

吉川沙織君 なぜ平成十三年度に着目したかと

申し上げますと、平成十三年度以降、分権論議が事務事業分野から三位一体の改革などに見られるように地方税財政面に移っていくことであることとを予想して、財務省としてある意味理論武装されていたのではないかと思っています。

現実的に、平成十三年以降、地方税財源をめぐる議論は激しくなりました。平成十三年に森政権から小泉政権に移ると、経済財政諮問会議で交付税改革の議論が出てくることになりました。平成十三年十一月二日の第二十五回会議において、財務省が中心となった中期経済財政計画についても議論となり、その中で財務省は、「制度の改革の方向性を明確にすることが不可欠であり、特に地方交付税制度の改革の方向性等が明確に示されなければならぬ」と、こう主張したのに対し、当時の総務大臣である片山大臣が登場されます。片山大臣は、「交付税制度の改革の方向性を示すことが必要ですが、同時に国庫補助負担金制度の改革や、税源移譲、そういうものと合わせてやらないと地方交付税だけ直せ、ほかのことはその後だ」ということでは中期経済財政計画としてはいささか問題があるのではないかと、こう注意を喚起され、その後の議論の流れを変えておられます。財務省は地方交付税の削減だけができればよかったのではないかと思います。当時の片山大臣の意見を踏まえて、担当議員も、「これは連立方程式を

解くような形になっておりますから、その相互依存性について留意をしながら全体の制度設計をしていくというのが本来的な主旨です」と、こう説明されています。これがその後ずっと続く片山・塩川論争の発端辺りではないかと思えます。

そして、翌平成十四年に入りますと、具体的議論が行われることになりました。同年五月二十一日の第十三回会議で、当時の片山大臣は、「税と補助金と交付税は、三位一体なんです。三元連立方程式なんです」と、こう発言されています。多分、ここで初めて三位一体という言葉が出てくることになりましたので、片山当時の大臣が三位一体の改革の命名者だと思えます。そして、この日の同じ会議であの有名な片山試案を出されています。所得税から住民税へ三兆円、消費税から地方消費税へ二・五兆円の合わせて五・五兆円を国から地方へ税源移譲し、国庫支出金を五・五兆円縮減し、そして地方財政収支の改善を踏まえ地方交付税を地方税へ振り替えるというものです。

これまで総務省は基本的にこの考え方を維持されてきたのではないかと思います。総務省の見解を伺います。

政府参考人（米田耕一郎君） 今委員御指摘がございましたとおり、平成十四年の五月に当時の片山大臣から提案がなされたわけでございまして、これが三位一体の改革につながりました。税源移

譲につきましては、平成十九年度に所得税から個人住民税へ三兆円の税源移譲が実現したところであります。その後、この片山試案の考え方の基礎は、やはり受益と負担の関係を明確化し、自立的な財政運営を図るということにあったと思います。そのために、地方税中心の歳入体系を構築すること、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要であることといった基本路線が出てきたと思います。

今後とも、私もはこのような考え方に立ちまして、地方分権時代にふさわしい地方税体系の構築を図っていく必要があるというふうに考えております。

吉川沙織君 ところが、平成十六年度から平成十八年度に行われた三位一体の改革の結果はどうだったか。国庫補助負担金改革は約四・七兆円、税源移譲は約三兆円、そして地方交付税改革については、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて合計額が平成十五年度の二十三・九兆円に対して平成十八年度では十八・八兆円、つまり約五・一兆円の総額抑制が行われてしまいました。特にその初年度であります平成十六年度においては、それまでの増加傾向から一変して二十三・九兆円から二十一・一兆円へと、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額は二・八兆円もの大幅減となったため、自治体は、予算が組めない、こつこつ悲

鳴を上げられ、地財ショックとも言われました。

なぜ一挙に約三兆円も減額することになったのか、財務省と総務省にそれぞれ伺います。

政府参考人（佐藤文俊君） 平成十六年度、御指摘のとおり、地方財政計画におきまして、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額が二・九兆円減少いたしました。

このときの背景は、地方財政における十六年度末の借入金残高が二百四兆円と見込まれるという非常事態とも言える状況にあったということと、それから、平成十五年六月に骨太の方針二〇〇三を閣議決定しておりますが、この中で、平成十八年度までに地方財政計画の計上人員を四万人以上縮減するというようなことと、投資的経費の単独事業を平成一、二年度の水準に抑制するというような方針が定められまして、こうした方針の下に地方財政計画の歳出全般を抑制していくということが決定されておりました。したがって、このときは、地方歳出の抑制を通じて財源不足を圧縮し財政健全化を進めることは避けられないという判断をして、そういうことにしたわけでございます。

ただ、その結果、地方交付税の削減が非常に大きな額だったということと、急激だったと、急な話だったということと、特に財政力の弱い団体に非常に厳しい結果になったということは認めざる

を得ないと思えます。

政府参考人（太田充君） 今ほど総務省の自治財政局長から御答弁がございました。総務省と財務省、ややもすれば対立というように御覧になりがちだと思いますが、この件については両省よく調整をした結果ということでございますので、基本的に今の自治財政局長の御見解、御答弁と私も基本的なところは一致をしております。

ただ、その上で、あえて若干補足をさせていただきますと、交付税の削減という話だけがややもすればそのときに強調されたわけでございますが、先ほど委員のお話にもあったように、史上初めての大幅な本格的な税源移譲がなされたということが一個あったというのが一つあると思えます。

それから、先ほど委員は二・八兆円臨財債と交付税合わせて減ったというお話でしたけれども、単純にやりますと、交付税が一・二兆円、臨財債が一・七兆円ということでございますので、むしろ地方の借金である臨財債の方の減らし方を大きくしているということはあるうかと思っております。ただ、先ほど自治財政局長からも御答弁がありました。確かに臨財債という地方の借金は大きく減らすことができましたけれども、交付税も減っているということで、特に財政力の厳しい団体にとってはきつかったというお話もございましたので、翌年以降、特に翌年の骨太二〇〇四なんか

では、地方の意見も十分耳を傾けるといようなことも翌年の骨太には書かれてございますし、そういう地方の声も踏まえて、それ以降、さらに総務省、財務省で交付税あるいは地財計画について調整をしまいつているといふふうに考えてございます。

吉川沙織君 交付税が大幅に減ったということとは間違いな事実ですし、この復元の問題について、地方の声から伺いたいと思います。

この三位一体の改革の後に、平成二十一年度から地方交付税の別枠加算が行われてきましたが、平成二十一年十一月二十五日には全国知事会から地方交付税の復元・増額に関する提言が出されています。これは、平成十八年度の税源移譲に際して措置すべき交付税財源を手当てすべきと、こう書いてあります。つまり、所得税の三兆円の税源移譲により、個人住民税は三兆円増収となりました。しかし、その所得税三兆円の交付税法定率三二％分である約一兆円の交付税原資は理由なく削減されたものであり、その原資の復元のためには本来は交付税法定率を引き上げるべきと、こう地方団体は主張してきました。

そして、その後、いわゆる別枠加算が平成二十一年度から一兆円で始まり、平成二十二年度の一・五兆円をピークに平成二十五年でも辛うじて一兆円確保されましたが、来年度予算においては

六千億円に削減されています。

この別枠加算については、毎年度の予算編成に当たって、財務省が予算編成上、各主要経費について主張する内容を先取りする形で建議を出す役割を担っておられます。

財政制度等審議会の平成二十五年予算編成に向けた考え方で、このように明確に書いてあります。申し上げます。「国税五税の法定率分に財源不足の半分を特例的に加算するという基本的なルールを飛び越えた全額国負担の別枠加算という不透明な手法で地方交付税が一兆数千億円の規模でかさ上げされており、極めて問題が大きい。」として、全く根拠もなくお手盛りで別枠加算されているかのような、こういう指摘がなされています。また、同審議会の平成二十六年予算の編成等に関する建議では、別枠加算を臨時異例の措置として、「臨時異例の措置を講じる契機となった危機的な経済状況は脱しており、」以下続きます。

そうすると、この別枠加算という措置は、地方側が言うような交付税が突如削減された分の復元という趣旨とは関係なく、リーマン・ショック対策として実施されたということなんでしょうか。したがって、税収が回復すれば、結果としての交付税削減も解消されるということなんでしょうか。地方団体の主張からすると、税収が回復すれば所得税収も増大し、地方固有の所得税税源移譲額の

交付税相当額も拡大しているのではないのでしょうか。そうすると、復元すべき交付税額も増額すべきということになるのではないのでしょうか。

財務省の見解を伺います。

政府参考人（太田充君） 平成十八年それから平成二十一年というところに関わって御質問を頂戴いたしました。

それで、まず平成十八年のときの三兆円の税源移譲、それに伴う交付税の話というのは、その時点において、ある意味では総務省と財務省と調整の上、セットをしたということでございます。

各地方団体においてはもちろんいろんな御主張はあろうと思いますが、財務省とすれば、国の方の財政状況も正直に申し上げれば地方以上に厳しいところがございますし、特に昨今、リーマン・ショック以降で見ますと、地方債残高は約二百兆というところですが、国の借金の残高はこの五年間で約二百兆分増えるというような格好でございますので、そういう状況を踏まえて物を考えていかなければならないというふうに考えております。

それで、今委員からお話にありましたように、別枠加算というのは、平成二十一年、リーマン・ショックを受けてそれを新たに創設をしたというものであります。これは、リーマン・ショックの影響で地方税収それから交付税の法定率分ということから成る地方歳入が減少する中で、国の財

政は今申し上げたように非常に厳しい中ではありますけれども、地方のことを考え、危機対応の臨時的な措置ということで平成二十一年度から講じられてきたというものでございます。

今年、平成二十六年度につきましては、足下の経済状況の中で、有り難いことに地方税収も増加が見込まれるという状況でございますので、対前年に比較して〇・四兆円ほど縮減をさせていたでいて〇・六兆円という額をある意味で確保させていただいているというところでございます。

吉川沙織君 地方交付税については、国の役所の中でも毎年度意見対立が続いているかと思えます。そうでないという考え方もありますが、基本的にあると思っております。

総務省としては、この別枠加算というものについてどのように理解され、今後どのようになっていくと見通されているのか、総務省の見解、簡潔に伺います。

政府参考人（佐藤文俊君） 別枠加算につきましては、これは一般財源の質を高める効果があるというふうに考えます。これがないことを考えますと、半分は臨時財政対策加算ということで一般会計から交付税に現金が加算されますが、半分は臨時財政対策債で賄わなければならないということになりますから、この別枠加算の意味は、一般財源の質を高めているという意味だろうと思いま

す。

これについては、経緯は今財務省の方から話があったとおりの思ひまして、我々も景気の回復の状況に合わせて通常のモードに切り替えていくということについては合意をし、骨太の方針にもそれは記載されているところでございますが、認識の違いは、今が平時モードになったのかということと、今年の折衝なんかも非常に大きな意見の対立があったわけでありまして、結果は、地方税収の回復の程度を勘案して一定の縮減を削って、なお六千億円は維持するということにしたわけでありまして。

この別枠加算の扱いは、本来であれば、我々は絶対的に財源不足が生じている状況でありますから、法定率の引上げという本来の措置がとられればそれは望ましいというふうに考えておりますが、現実にはそのことはなかなか容易ではないということとです。しかし、我々としては引き続きその実現に向けて粘り強く努力をしていきたいと思っております。

吉川沙織君 今、局長から絶対的な財源不足があると同いましたし、法定率の引上げが本筋であるということも伺いました。

ただ、この財源不足の補填のための国、地方の折半ルール、そして別枠加算の今後について、この折半ルール、平成二十六年改正でも三年間の

延長が予定されています。地方交付税法第六条の三第二項に該当した場合、地方行財政制度の改正あるいは地方交付税率の変更が必要であるにもかかわらず、平成八年度以降ずっと基本的に国と地方の折半の負担が続いています。

機関委任事務の廃止、義務付け・枠付けの廃止など、事務事業面での分権は進み、地方の仕事量は増える一方で、地方税財源の抜本的改革はまだまだ道半ばであると思っております。政府は、巨額の財源不足を法定率で、なかなか引上げで対応できないため、地方交付税の別枠加算という措置がとられているのかもしれない。

ただ一方で、消費税の増税は成立しながら、折半ルールや別枠加算といった臨時異例、これ政府の文言にもたくさん出てきますが、臨時異例の措置をいつまで続けていけるのか、地方税財源の分権化はどうするのか、総務大臣の御所見を伺います。

国務大臣（新藤義孝君） まず、国と地方のそれぞれの財政運営において、加害者と被害者というのはいないわけでありまして、いずれにしても、国と地方を合わせて、私たちは、より良い国民生活、そして地域の活性化、こういった地方の自立、こういったものを目指しているわけでありまして。

で、今、二つのことをおっしゃっていただきましたけれども、折半ルールについては、これはま

さに巨額の財源不足を補うためのものであります。これは、まさにこういう臨時債のような特例債に頼らない体質をつくらなければいけないということでありまして、それは景気回復なんです。少なくとも、この臨時債の新規発行は、平成十九年度二十年度では、これは新規発行せずに済んだんですね。ですから、経済を活性化させていく中で、こつこつ臨時異例の措置に頼らずとも自立した財源をきちんと保てるようにしていきたい、これはもう私たちがやらなきゃいけないことでありまして、そこを指摘していこうと思っております。

それから、別枠加算につきましては、これは特別な経済の変動によって、リーマン・ショックという大きな変動で景気低迷によって税収が大きく減少いたしました。ですから、私、今年の財務大臣との折衝は極めてシンプルです。これは、リーマン前の税収の水準にどれだけ戻ったのか、その比率でもってこの別枠加算は維持をさせていただきますよ。

ただ、経済財政諮問会議におきましても、我々は景気回復を成し遂げて、そして安定した持続成長軌道に経済を乗せるんだと。であるならば、これを臨時異例の非常時モードから平常時モードに戻していく必要があると。私は、これ、国、地方を合わせて、我々も総務省としてもそこは一緒に足並みをそろえていかなければならないと。

したがって、この地方の税収が水準まで戻らば、この別枠加算は必要なくなって結構であります。でも、現実には、客観的数字でもう明らかなんです。ですから、その指数に応じて今回、別枠加算を維持したということでありまして、これは財務大臣からも筋が通つていと言われましたから、そして我々の主張が認められたというが、受け入れたということでございます。

吉川沙織君 地域の活性化等にもつながらる観点から、最後に一点お伺いしたいと思います。

自治体の防災力と消防力と自治体の規模、基礎自治体千といった目標の下で平成の大合併が進められた結果、基礎自治体の数は約半分となりました。ただ、東日本大震災や原発事故、被災地などを見ますと、合併をせず小規模ながら住民行政を担ってきた自治体の方が、災害に当たって、避難や住民のケアに当たってはよく機能したと、こういうことも言われています。

平成二十五年度に引き続き、緊急防災・減災事業と地域経済活性化と行革努力を組み合わせた地域の元気創造事業が地方財政計画に計上されています。地域防災力を高めることが地域の活性化にもつながるでしょうから、地方団体が地域の安心安全を確保する事業を拡充、実施できるように体制を確保すべきではないかと思いますが、総務省一言お願いします。

政府参考人（佐藤文俊君） 緊急防災・減災事業ですが、非常に地方団体の要望が強くなっておりまして。二十五年度においては四千五百五十億円を計上しておりましたが、二十六年においては四百五十億円増やしまして五千億円の事業量を地財計画に確保したところでございます。

これは、二十五年度の地方債の配分をしますときに、二十六年以降だけの需要があるかということも併せて調査いたしました結果、二十六年には大体五千億程度の事業量があるということでありましたので、その必要な額を計上したということでございます。これを有効に活用して防災対策に努めていただきたいと思っております。

吉川沙織君 今後この日本、どんな災害にいつ何とき見舞われるか分かりません。ですから、最後に、道州制導入は、行政区画を拡大するということが、今後の災害を見据えれば地域のきずなを強化するということと矛盾するのではないかと、こつこつ議論を最後にしたかったですけれども今日の新聞で、「道州制、丁寧な議論を」ということで、こつこつ報道も一部でなされています。あくまでも、我々は、国、地方共に厳しい財政事情にありながら、これまでは地方は相当の歳出削減努力を行ってきた、こつこつ事実上鑑み、両輪でしっかりと議論ができるよう、私も微力ながら力を尽くしてまいりますので、今後ともどうぞ

よろしくお願いいたします。
私の質問を終わります。ありがとうございました。